

## 群馬県立女子大学教育研究審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人教育研究審議会規程（群馬県公立大学法人規程第3号。以下「審議会規程」という。）第9条の規定に基づき、教育研究審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、審議会規程第2条に規定する委員をもって組織する。

2 群馬県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第23条第2項第3号に規定する委員は、必要に応じて置くものとする。

3 定款第23条第3項に規定する委員は、必要に応じて置くものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他運営上の必要事項は、審議会の議を経て議長が定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。